



2026年8月17日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 千歳 喜弘
(コード：4088 東証プライム・札証)
問合せ先 広報部長 福島 圭介
T E L 06-6252-3966

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2026年9月22日開催予定の当社臨時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2026年7月31日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、同日開催の取締役会において、本年9月22日開催予定の当社臨時株主総会における必要な定款変更の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。本移行により、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とするとともに、取締役会は中長期的な経営戦略や重大リスクへの対応等の審議を深化させ、取締役会の監督機能を強化することを通じて、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。また、取締役会が業務執行の決定を広く取締役に委任することを可能とすることで、経営的意思決定を迅速化し、さらなる企業価値の向上を図ります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年9月22日(火) <予定>
定款変更の効力発生日 2026年9月22日(火) <予定>

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 第1条～第4条 (条文省略) 第2章 株 式 第5条～第10条 (条文省略) 第3章 株 主 総 会 第11条～第16条 (条文省略) 第4章 取締役および取締役会等 (取締役会の設置) 第17条 (条文省略) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 (新設) (取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第1章 総 則 第1条～第4条 (現行どおり) 第2章 株 式 第5条～第10条 (現行どおり) 第3章 株 主 総 会 第11条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役および取締役会等 (取締役会の設置) 第17条 (現行どおり) (取締役の員数) 第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、<u>10</u>名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。</u> (取締役の選任) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において</u>選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から代表取締役を選定する。

現行定款	変更案
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名ならびに当社の業務を執行する取締役を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により、代表取締役がこれを招集し、議長となる。</u> 2. <u>代表取締役が複数あるときは、前項の招集権者および議長は、代表取締役のうち、取締役会においてあらかじめ定めた者がこれにあたる。</u> 3. <u>前2項の規定にもとづき招集権者および議長に定められた代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u> (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設) (取締役会の決議方法) 第24条 (条文省略) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u> (取締役会規程) 第25条 (条文省略)	2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名ならびに当社の業務を執行する取締役を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。</u> (削除) 2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第24条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の決議方法) 第25条 (現行どおり) 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役会規程) 第26条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) <u>(最高経営委員会)</u> 第28条 当会社は、重要事項を審議する機関として、最高経営委員会を設置する。 第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第29条 当会社は、監査役および監査役会を置く。 <u>(監査役の数)</u> 第30条 当会社の監査役は、6名以内とする。 <u>(監査役の選任)</u> 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>(監査役の任期)</u> 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(常勤監査役)</u> 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 <u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. <u>監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現行定款	変更案
<u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削除)
<u>(監査役会規程)</u> <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削除)
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>(監査役の責任免除)</u> <u>第38条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令が定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。</u> <u>2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める限度額までその責任を限定する旨の契約を締結することができる。</u>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の設置)</u> <u>第29条 当会社は、監査等委員会を置く。</u>
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> <u>(監査等委員会規程)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第6章 会 計 監 査 人 第39条～第41条 (条文省略)	第6章 会 計 監 査 人 第34条～第36条 (現行どおり)
第7章 計 算 第42条～第45条 (条文省略)	第7章 計 算 第37条～第40条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当社は、2026年9月22日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 2026年9月22日開催の臨時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する旨の契約については、同臨時株主総会の決議による変更前の定款第38条2項の定めるところによる。</u>
(新設)	